平成29年度定期監査の結果に関する報告 (平成30年4月13日付け浜田市監査委員告示第2号) に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

第6 監査の結果

1 健康福祉部

指摘事項

措置状況

地域福祉課

ア 社会福祉協議会補助金について

県内各市においては、社会福祉法人の 社会福祉協議会へ人件費を対象として補 助金を交付しているが、それぞれ補助基 準は異なっている。浜田市は、社会福祉 協議会補助金交付要綱を平成 19 年度に 定め補助金を交付しているが、その要綱 によると補助対象経費は、「事務局長、 事務局職員等の設置に必要な経費」及び 「市長が特に必要と認める経費」として いる。現在、補助金額は、定額 85,000 千円としているが、その根拠は明確に定 められていない。また、当該補助金につ いては、浜田市議会の平成28年度決算 認定において、人件費に対する補助の考 え方は理解しがたいとして、基準を明確 にするよう意見されているところであ り、地域福祉課は算定根拠を明確にする ための検討を進めることとしている。近 年の介護事業所等の施設整備の状況か ら、社会福祉協議会への補助金は高額と 考えざるを得ず、事業内容は、他の福祉 団体が実施できない事業に取り組むこと が求められる。また、社会福祉協議会の 事務局長職は、市の職員が退職後に従事 する場合があることからも、市民が疑念 を持つことのないよう、説明責任を十分 果たされたい。

補助金の算定については、補助対象とする社会福祉協議会の組織構成、人員、役職及び標準報酬を定めた上で算定する方式に改めるよう検討している。

イ 公印の管理について

地域福祉課では、福祉事務所長印を管理し、その印は市長印と同様に重要な印と考えている。現行では、職員が押印する際のチェックが行われていないが、市

福祉事務所長印についても、市長 印と同様に公印審査を行うように改 善した。 長印と同様、起案書等との整合性のチェックを管理者等が行い、適切に公印として管理されるよう改善されたい。

健康長寿課

ア 介護予防・日常生活支援事業について

平成29年4月から介護予防・日常生活 支援事業を開始し、従来に比べ利用でき るサービス及び対象者が広がり、市民に きめ細やかなサービスを提供するため、 効果的な支援の推進に力を入れている。 その一方で、求められる業務範囲や内容 は増加しており、司令塔としての役割を 担い、業務の委託化に取組む必要があ る。

また、閉じこもりの防止を目的に交流 の場をつくることを推進しているが、例 えば、目的地までの間にベンチを設置す るなど、高齢者の立場に立った、都市環 境整備に取組むことも必要と考える。ソ フト面だけでなく、高齢者が出かけやす い都市整備についても関係部と連携した 対応を検討し、合わせて推進されたい。 では、介護予防の視点でサービスが 提供できる仕組みを市町村が主体と なって実施していくものであり、地 域の実情に応じて、地域や住民・NPO 等の多様な主体によるサービスを充 実することにより、地域の支え合い の体制づくりの推進に努める。

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢化の進展に対応した高齢者に やさしいまちの実現に向け、高齢者 が安心して外出できる環境整備に取 り組んでいくことは重要なことであ り、関係する部署等との連携した対 応に努める。

イ 認知症サポーター養成講座について

認知症への理解を深め、地域で支え誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症サポーター養成講座を学校や民間企業等で開催し、普及啓発に努めている。認知症について基礎的なことを学ぶことは、市民との対応業務を主とする市の職員にも必要であるため、職員を対象とした養成講座の開催を検討し、認知症に理解のある職員の育成を図られたい。

市政におけるそれぞれの場面において、市職員として認知症高齢者に応対することも増えるものと予測される中、認知症を正しく理解し支援することで、認知症の人や家族を見守り、認知症になっても誰もが安心して暮らせるまちづくりを展開することを目指し、本年8月8日に、市職員を対象とした認知症サポーター養成講座を開催した。

子育て支援課

ア 児童扶養手当返還金の過年度収入未済について

児童扶養手当返還金の平成28年度収入 未済決算額は、1,288,280円となってお り、滞納整理に取組んではいるが、返還 には至っていない状況となっている。返 還金は、児童扶養手当受給者が遡って年 金等を受給したため返還が必要となった ものであるが、対象者の経済状況等を考 慮すると、返還金の発生が起きない仕組 みづくりが必要であると考える。今後当 該収入未済額が増加することがないよ う、関係機関との連携について検討され たい。 児童扶養手当について、年度途中での所得更正や遡及での年金受給を防ぐことはできないため、一定程度の返還金の発生は起こりうると考えているが、申請時及び毎年8月の現況届出時には児童扶養手当受給者全員に年金の受給の有無について聴取しているほか、年金受給の有無について医療保険課や日本年金機構と連携し確認を行うこととしており、返還金の発生をできるだけ防ぐような措置を講じている。

イ 放課後児童クラブの運営について

小学校4年生未満から全学年までに対象を拡充した放課後児童クラブは、小学校の敷地内に設置されている場合が多い状況から、小学校との連携は必要不可欠であると考える。入会希望児童の増加、適切な支援を必要とする児童への指導を行う上で、運営に問題が起こることがないよう、教育部との連携を十分図り、適切な事業実施に努められたい。

学校用の「放課後児童クラブのし おり」を作成し、各学校に配布及び 内容説明を行い、協力体制を依頼し た。

また、気になる子どもについて、 学校と連携を強化して対応に当たっ た。

第7 総括意見

1 文書事務管理について

指摘事項	措置状況	
	部 課	
全ての課において、多少の差はあるが起案用紙	健康福祉部	指摘のとおり、事務の改善
の決裁日、施行欄、情報提供欄及び文書分類欄の	健康長寿課	に努める。
記載もれや記載誤りが見受けられた。何度も指摘		
しているが、特に決裁日については意思決定日を		
示す重要なものであるため、起案者に決裁文書が		
戻った後、漏れがないよう確認する体制づくりに		
努められたい。		
また、決裁日記入欄等に、消せるボールペン、		
鉛筆を使用しているものが見受けられた。消せる		
ボールペンについては、従前より公文書作成上の		

5 旅費支払事務について

指摘事項	措 置 状 況		
	部 課		
ほとんどの課において、出張命令簿に命令日、	健康福祉部	指摘のとおり、事務の改善	
支出費目、概算及び精算欄の記載もれが見受けら	健康長寿課	に努める。	
れ、特に支出費目、精算欄の記入についての記載			
もれが目立っている。(健康長寿課、農林振興			
課、観光交流課、金城支所、旭支所、農業委員			
会)また、出張命令簿と出張復命書で相違点(用			
務先・日付等)があるものが散見された。(地域			
福祉課、健康長寿課、子育て支援課、産業振興			
課、広島市場開拓室、観光交流課、農業委員会)			
支出費目、精算欄の記入については、旅費の支			
払もれがないか確認する上でも重要なものである			
ことを認識し、必ず記載するように習慣づけされ			
たい。			
また、予算担当者においては、遅くても年度末			
には関係書類を突き合わせて整合性を図るよう整			
理し、記入もれのないよう二重チェックを徹底さ			
れたい。			